

(目的)

第1条 この条例は、精神又は身体に障害を有する者（以下「障害者」という。）に心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 年齢20歳以上の別表に定める者
- (2) 保護者 配偶者又は障害者の介添えをしている者

(支給要件)

第3条 手当は、障害者で羽村市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者に支給する。ただし、障害者となった年齢が65歳以上の者及び障害者となった年齢が65歳未満の者で65歳に達する日までに認定の申請を行わなかった者（規則で定める理由により申請を行わなかった者を除く。）には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号の一に該当するときは、手当を支給しない。

- (1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。
- (2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(手当の額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は別表に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が手当の支給を受けようとするときは、受給資格を証する書類を添えて市長に申請をしなければならない。

2 障害者が前項の手続きを行うことが不可能の場合は、保護者がその手続きをすることができる。

(受給資格の認定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、受給資格の認定をするものとする。

(支給期間)

第7条 手当は、受給資格の認定をした日の属する月から、受給資格が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

(支給の始期の特例)

第7条の2 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3カ月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかった場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(支給方法)

第8条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(受給資格の消滅)

第9条 第6条の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、受給資格は消滅する。

(1) 市内に居住しなくなったとき。

(2) 障害者が死亡したとき。

2 前項各号の一に該当することになったときは、受給者若しくは保護者は、速やかに市長に届出をしなければならない。

(手当の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、当該手当の返還を命ずることができる。

(状況調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は保護者に対し、報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

別表（第2条、第4条関係）

項目	区分	手当の額（月）
知的障害者	65歳に達する日前において、精神発育の遅滞の程度が東 京都愛の手帳1度、2度及び3度の者	15,500円
	65歳に達する日前において、精神発育の遅滞の程度が東 京都愛の手帳4度の者	12,000円
身体障害者	65歳に達する日前において、身体障害の程度が身体障害 者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5 号に定める身体障害者障害程度等級表のうち1級及び2 級の者	15,500円
	65歳に達する日前において、身体障害の程度が身体障害 者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程 度等級表のうち3級及び4級の者	12,000円
脳性麻ひ又は進 行性筋萎縮症を 有する者	65歳に達する日前において、脳性麻ひ又は進行性筋萎縮 症と医療機関で診断された者	15,500円